

## ○西紋別地区環境衛生施設組合事務決裁規程

制 定 令和3年9月28日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、組合長の権限に属する行政事務に基づく事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ内部的責任の範囲を明らかにするための事務の専決及び緊急に処理する必要がある場合において、その処理の適正を期するための事務の代決について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「決裁」とは、組合長又はその権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 「専決」とは、組合長又は受任者の権限に属する事務について、常時これらの者に代わって決裁することをいう。
- (3) 「代決」とは、組合長、受任者又は専決することができる者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合に決裁権者が決裁すべき事務を一時その者に代わって決裁することをいう。
- (4) 「不在」とは、決裁権者が欠けたとき、又は出張、病欠その他の理由により決裁を行うことができないことをいう。
- (5) 「担任副組合長」とは、組合長の属する組合市町村の副市町村長をいう。

(組合長決裁事項等)

第3条 組合長は、次に掲げる事項を決裁するものとする。

- (1) 規則及び訓令の制定並びに改廃
- (2) 職員の任免、進退及び賞罰
- (3) 表彰及び褒賞の決定
- (4) 重要な事務及び事業の実施方針の決定
- (5) 請願及び陳情
- (6) 寄付の受理
- (9) 1件500万円以上の支出負担行為
- (10) 1件500万円以上の物品の支出負担行為及び不用品の処分
- (11) 1件3,000万円以上の工事の支出負担行為及び施工
- (12) 1件200万円以上の資金前渡・支出証明を伴う事項の支出負担行為

2 担任副組合長は、前項に規定する事項以外の事項を専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令又は条例、規則による一定の基準に基づく重要な許可及び承認
- (2) 重要な文書の進達、申請、届書及び報告
- (3) 公有財産、物品、債権及び基金の運用管理
- (4) 文書の庁外持出し及び謄写の許可
- (5) 会計年度任用職員の任免
- (6) 完結文書の保存年限の承認
- (7) 職員の道外出張命令及び復命
- (8) 時効による欠損処分
- (9) 1件200万円未満の支出負担行為
- (10) 1件200万円未満の物品の支出負担行為及び不用品の処分
- (11) 1件1,000万円未満の工事の支出負担行為及び施工
- (12) 1件30万円未満の資金前渡・支出証明を伴う事項の支出負担行為
- (13) 1件30万円未満の贈答品・交際費・食料費にかかる支出負担行為
- (14) 非常勤職員の報酬等の支出負担行為
- (15) 通信料、燃料費、電気料及び水道料の支出負担行為

(代決)

第5条 決裁権者が不在のとき、代決を行うことができる職員の順序は、次のとおりとする。

- (1) 組合長決裁事務 担任副組合長、事務局長
- (2) 担任副組合長決裁事務 事務局長

(専決及び代決の制限)

第6条 この訓令により、専決できる事務であっても次の各号の一に該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 規定の解釈上、疑義があると認められる事項
- (2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項
- (3) 紛議論争のあるもの又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項
- (4) 上司の指揮で起案した事項
- (5) その他特に上司の決裁が必要と認められる事項

2 代決すべき事項が次の各号の一に該当するときは、代決することができない。ただし、上司の承認を得たものについては、この限りではない。

- (1) 重要又は異例と認められる事項
- (2) 新たな計画に関する事項

(代決後の措置)

第7条 代決した事務については、すみやかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りではない。

(専決事項の拡張)

第8条 第3条第2項及び第4条に規定する専決事項以外の業務であっても、これらの規定に類する事務については、適宜専決することができる。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。